

# こんな体験はありませんか？ あきらめていませんか？

つきたい仕事に必要な資格をとるための養成学校の試験に合格したのに、入学を拒否された。

持病があると告げただけで、運転免許を更新できないとされた。

病歴があるという理由で、仕事に必要な資格を与えられないのではと心配している。

介助が必要という理由で、単身者用の公営住宅への入居申込みを拒否された。

…上のどの体験も、法制度のバリア=欠格条項と切り離せないものです。「心身の故障」、障害や疾患がある人に、免許や資格を認めないことがある、とする欠格条項が、今も、多数の法律に存在します。

## 欠格条項など法制度のバリアを取り除き、生きやすくしたい。 一緒に考え、一緒に取り組みます。

お気軽にご連絡下さい。相談料無料・予約不要です。

いずれも、通話・通信の料金は、発信されるかたのご負担となります。

2021年9月28日(火) 10時から20時まで

東京相談センター

電話：03-5282-3138  
または 03-5282-3137

大阪相談センター

電話：06-6314-0061  
または 06-6314-0062

F A X : 06-6314-0063

上記の電話・FAXでお受けできるのは、9月28日だけです。

※FAXは当日、メールは相談週間の間にお返事します。

※手話でのご相談のことなど、うら面もご覧ください。

※メールでのご相談は、メールフォーム、または相談専用メールアドレスでお受けします。



メールフォーム

メール：9月27日から10月3日まで

相談専用メールアドレス：[soudan.week40@dpi-japan.org](mailto:soudan.week40@dpi-japan.org)

上記の連絡先は、全て、実施日時以外にご利用になれませんので、ご注意ください。

上記のほか、大阪精神障害者連絡会（愛称 ぼちぼちクラブ）が、精神障害当事者による、悩みや苦しみなどの体験をわかちあう「わかちあい電話」を、9月28日（火）14時から16時頃と、9月30日（木）14時から16時頃に、相談キャンペーン協賛として開設します。

精神障害当事者による「わかちあい電話」：06-6748-0163

# 個人情報を守秘します。内容によって弁護士もご相談に応じます。 ★ご相談は、実行委員会を土台とする相談員チームが、守秘義務下でおうかがいします。

※ 9月28日の18-20時に、東京相談センターに、**ろうの弁護士さんと手話通訳者**がいます。

※**手話での相談を希望する方は**、メールの題名に「手話で相談希望」と明記し、本文にお名前とご連絡先を書いて相談専用メールアドレスにお送り下さい。ご連絡先は、送って下さったメールへの返信がもし届かない時のために、他の連絡方法もあればお書き下さい。相談専用メールアドレスは9月27日(月)から利用できます。soudan.week40@dpi-japan.org

## (この相談窓口を設ける趣旨目的について)

多数の法律に20年前まで、「目が見えない者、耳が聞こえない者、…には免許を与えない」といった、門前払いの欠格条項がありました。薬剤師の国家試験に合格したのに、欠格条項のために免許を交付されなかった聴覚障害のある女性が、諦めず声をあげ、世論も動き、法律が変わりました。

今では、目が見えない医師や、耳が聞こえない薬剤師や看護師も、知的障害や精神障害のある公務員や警備員も、各地で働くようになってきました。

しかし、医師法など大部分の法律は、障害を理由とする欠格条項を廃止したのではなく、「免許を与えないことがある」などの書き方で残してきています。そのうえに約2年前からは、「心身の故障」欠格条項を新設してこれを「精神の機能の障害」と規定する法律が、急増しています。はっきり「免許を与えない」「資格を認めない」とされていた昔とは違うわかりにくさがありますが、法令数660本を超える欠格条項は、障害のある人や身近な人の不安の種となっており、社会の差別偏見を取り除くのではなくて強めるという大きな弊害をもたらし続けています。

ご自分や身近な人の体験と欠格条項の関係は、解きほぐすことでわかってくることがあります。欠格条項との関係はあってもなくても、一緒に考え一緒に取り組む姿勢でお話をうかがいます。どうぞ、体験についてお知らせ下さい。「受験の前例、修学や就業の前例は？」などのお問合せもお待ちしています。ひとつひとつ解決にむけて共に取り組みながら、欠格条項をはじめとした法制度の弊害を明らかにして改正につなげることを目標に、相談日・相談週間を設けます。

## 障害を理由とした欠格条項にかかわる相談キャンペーン実行委員会

共同代表者：大熊由紀子（障害者欠格条項をなくす会共同代表）

竹下義樹（障害と人権全国弁護士ネット代表）

お問合せ先：障害者欠格条項をなくす会事務局 メールアドレス info\_restrict@dpi-japan.org

相談キャンペーン実行委員会ではカンパを募集しています。ご寄金は、電話設備費、情報保障費などに係る経費にあてさせていただきます。

◆振込み先：郵便振替口座 口座番号 00150-8-130574 加入者名「障害者欠格条項をなくす会」  
通信欄に「相談キャンペーンカンパ」とご記入ください。

## 実行委員会参加団体（五十音順）

大阪精神障害者連絡会（代表 山本深雪）・埼玉県精神医療人権センター（代表 星丘匡史）・視覚障害をもつ医療従事者の会（ゆいまーる）（代表 守田稔）・障害者欠格条項をなくす会（共同代表 福島智 大熊由紀子）・障害と人権全国弁護士ネット（代表 竹下義樹）・全国自立生活センター協議会（代表 平下耕三）・聴覚障害をもつ医療従事者の会（代表 関口麻理子）・特定非営利活動法人こらーるたいとう（代表 加藤真規子）・特定非営利活動法人DPI日本会議（議長 平野みどり）・東京アドヴォカシー法律事務所（所長 池原毅和）・認定NPO 法人大阪精神医療人権センター（共同代表 位田浩 大槻和夫）・ヒューマンケア協会（代表 中西正司）

後援 日本障害フォーラム（JDF）（代表 阿部一彦）

20210902 作成

欠格条項など法制度のバリアを取り除き、生きやすくしたい。

## 欠格条項相談キャンペーン 記者会見のご案内

日時: 9月24日(金) 午後2時から3時 場所: 厚労記者クラブ

日頃より、障害者の労働問題や福祉、人権問題等に関わる課題について、取材、報道をいただき、ありがとうございます。

この度、当実行委員会の主催で、今月、28日を中心に、電話、ファックス、メールによるく障害を理由とした欠格条項にかかわる相談キャンペーンを実施する運びとなりました。報道関係者のみなさまの力をかりて、現在、生活のさまざまな面で、不安や困りごとを抱える当事者に、このキャンペーンの実施を広く伝えていきたいと考えています。ご協力、どうぞ、よろしくお願いいたします。

ここで言う欠格条項は、法律が障害を理由に資格や行為を制限しているものです。20年前までは「目が見えない者、耳が聞こえない者には免許を与えない」といった欠格条項がありました。そうした門前払いの欠格条項は、当事者からの問題提起もあり、なくなりました。今では、目が見えない医師や、耳が聞こえない薬剤師や看護師も、知的障害や精神障害のある公務員や警備員も、各地で働いています。

しかし、大部分の法律には今も、機能の障害を挙げて「免許を与えないことがある」といった欠格条項が残っています。また、「心身の故障」や、「精神の機能の障害」という書き方で、法制度上の制限を設ける新たな欠格条項も急増しています。

私たちは、障害や病気がある人が、安心して働き、暮らしていける社会を目指す立場から、不安や理不尽な思いを抱えながら働く障害や病気のある人や、欠格条項のために努力が無駄になるのではと懸念している人の相談を、**弁護士と障害当事者等**でつくるチームで受ける相談キャンペーンを実施します。是非、多くの方に、この情報を届け、相談につなげていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

出席者と進行予定 (右のQRコードからプレスリリースが開きます)



### 1. 相談キャンペーンの趣旨目的と概要の説明 (10分)

臼井久実子 (障害者欠格条項をなくす会事務局長) 聴覚障害者

### 2. 相談キャンペーン実行委員会の共同代表者コメント (10分)

大熊由紀子 (障害者欠格条項をなくす会共同代表) 精神医療の問題に長く取り組んできた。医療や福祉の分野で2001年まで朝日新聞論説委員をつとめた。福祉と医療・現場と政策をつなぐ「えにし」ネット・志の縁結び係&小間使いを名乗り、国内外6千人18か国に「えにしメール」を発信している。

竹下義樹 (障害と人権全国弁護士ネット代表) 司法試験の点字受験を実現させ、1981年にその最初の合格者となって後進に道を拓いた。京都弁護士会に所属し弱者救済の視点で人権擁護活動に取り組み、障害者関係団体の要職を歴任、障害者問題・福祉問題を終生の課題として活動を続けている。

### 3. 全体質疑、個別取材 (約30分)

主催 障害を理由とした欠格条項にかかわる相談キャンペーン実行委員会

お問合せ先: 障害者欠格条項をなくす会事務局 メールアドレス info\_restrict@dpi-japan.org